

令和5年5月31日
子ども・若者部保育課

区立保育園での事故発生について

1 主旨

令和5年3月10日に区立保育園2園で重大な事故が発生したため、事故の概要や経過等を報告する。

なお、けがをされた方には誠意をもって対応していく。

2 区立■■■■で発生した事故について

(1) 事故の概要

①日時 令和5年3月10日(金) 11時5分

②場所 世田谷区■■■■ 区道

③事故概要

1歳児クラス園児2名、2歳児クラス園児9名が散歩にでかける準備をしていた。1歳児クラス2名、2歳児クラス2名の計4名は保育士2名と歩き、2歳児クラス7名は立ち乗りバギーに乗せて保育士1名が押していくこととし、立ち乗りバギーの出入り口の扉となっている可動式スロープを利用して乗りこんだ。その際、立ち乗りバギー出入口の扉を施錠する部分が固く、操作した保育士はそれ以上入らないと思い、奥までしっかり押し込んでいない状態のまま出発した。

出発して間もなく、道路のカーブに差し掛かった時点で、立ち乗りバギーの出入り口の扉となっている可動式スロープ部分が開いた。その結果、扉付近にいた2歳児クラス1名がスロープを横向きから半回転するように転倒し、後ろ向きで道路アスファルトに後頭部をぶつけた。

④けがの程度

頭蓋骨(後頭部)骨折

医師より通常的生活は可能であるとの診断を受け、3月15日より登園を再開した。2か月後の5月16日に再受診し、骨折は癒合しているとの診断があった。

(2) 応急措置及びその後の経過

①応急措置

- ・すぐに泣き止んだこと、意識がしっかりあることなどの様子を確認したが、後頭部を打っているため、すぐに保護者に連絡を取り、保護者指定の脳神経外科を保育士と受診した。
- ・脳神経外科での診察の結果、成育医療研究センターの受診をすすめられた。
- ・成育医療研究センターを受診したところ、頭蓋骨(後頭部)の骨折が判明し、検査入院となったが、検査の結果、通常的生活は可能であるとの診断があり、13日に退院した。

②その後の経過

医師の診断により3月15日より登園可能となり、登園を開始した。同日、両親と面

談し、事故の詳細説明と謝罪をした。

③自治体賠償責任保険手続き

損害保険会社へ連絡をとり、けがをされた方には誠意をもって交渉をしていく。

(3) 再発防止

- ①保育園全職員で立ち乗りバギーの施錠方法について確認し、安全管理の徹底を促した。
- ②他の保育園に事故の状況を共有し、注意喚起を行った。
- ③当該立ち乗りバギーの可動式スロープはゴムバンドで二重に固定し、5月26日に臨時メンテナンスを行った。また、他の保育園で使用している立ち乗りバギーについても調査を行い、必要な点検・メンテナンスを行うこととした。

3 区立■■■■で発生した事故について

(1) 事故の概要

①日時 令和5年3月10日(金) 10時

②場所 区立■■■■ 遊戯室

③事故概要

園内行事(卒園式)開始直前、卒園児の家族には園側で場所を指定し、1名は舞台前列の椅子席を用意し、残りの1名は立ち見席(木製の大型積み木(高さ:30センチ・横幅:60センチ・奥行:30センチ))を用意していた。急遽出席保護者が父母から母と祖母に変更になった園児がおり、子どもから卒園証書をもらう母を椅子席、祖母を立ち見席とした。

祖母は表示に従って立ち見席に向かった。大型積み木に立とうと足を乗せた瞬間、固定するはずだった積み木を固定しておらず、床を滑って動いた。その動きについていけず、祖母はそのまま仰向けに転倒し、腰を床に強く打った。

④けがの程度

胸骨圧迫骨折(全治3か月)

(2) 応急措置及びその後の経過

①応急措置

看護師が対応し、楽な姿勢になるため横になった。直ちに救急車を要請し、救急搬送を行った。

②その後の経過

救急搬送翌日のMRI検査では胸骨1か所がつぶれているとの診断であったが、その後、3月21日に行った検査の結果、胸骨2か所がつぶれ、1か所が骨折していることが判明した。園長は祖母に電話連絡を行って謝罪するとともに面会を依頼し、3月28日に祖母と面会して謝罪した。

③自治体賠償責任保険手続き

損害保険会社へ連絡をとり、けがをされた方には誠意をもって交渉をしていく。

(3) 再発防止

- ①保育園全職員で改めて高齢の方などには椅子席を用意すること、積み木等を利用する

場合は養生テープ等で固定することを確認した。

- ②他の保育園に事故の状況を共有し、入園式等他の行事での安全管理を徹底するよう注意喚起を行った。